

中央ろうきんの健全性・安全性

自己資本比率

9.22%

自己資本比率は、自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として法令により定められた、金融機関の健全性をあらわす指標の一つです。

2023年3月末の自己資本比率は9.22%となっており、国内基準である4%を大きく上回っています。(詳しい内容については50～61ページをご覧ください。)

今後も引き続き保有資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な備えともなる自己資本の充実に努めます。

格付機関R&I(株)格付投資情報センター)による格付け

A 格付の方向性 [安定的]

〈中央ろうきん〉では、第三者である格付機関R&Iによる発行体格付けを取得しています。発行体格付けとは、発行体が負うすべての金融債務についての総合的な債務履行能力に対する格付機関の意見です。

〈中央ろうきん〉は、2023年1月に、【格付:A 格付の方向性:安定的】との評価を得ており、その健全性が客観的に認められております。

労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率

0.55%

経営の健全性をはかる指標のひとつに、開示債権比率があります。これは、貸出金額に対して開示債権がどれだけあるかを示したもので、低い数値ほど資産の健全性が高いことを意味しています。「開示債権」は、何らかの理由により、約定通りの返済が困難な取引先に対する貸出金のことです。

〈中央ろうきん〉の開示債権比率は、0.55%ときわめて低く、健全性の高さが数値に表われています。

(詳しい内容については45ページをご覧ください。)

ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会(労金協会)に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査(金庫の業務執行や財務状況等についての監査)と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置(経営改善指導等)が講じられる仕組みとなっています。

第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会(労金連)が共同で開催する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営をサポートします。

融資にみる〈中央ろうきん〉の特長

融資の個人への比率 99.58%

〈中央ろうきん〉の融資は、99.58%が個人の方への融資(一般住宅資金+生活資金)です。

